ハイビーム走行が原則

JJ1SXA/池

自動車の運転中、暗くなってくればライト点灯は当然の操作ですが、「ハイビーム走行が 原則」と言うと、何を馬鹿なと言う人は結構多いのでは無いでしょうか?

道路運送車両法第四十一条で、自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。となっていて、十三項で、前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器としています、要は、前照灯が無ければ運行してはならないとの規定で当然です。

同第三十二条では、自動車(被牽引自動車を除く。第四項において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。…後略…

- 2 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、 灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 3 略
- 4 自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。…後略… 5~13…略…との定めがあります、ここで「走行用前照灯」と「すれ違い用前照灯」という言葉がでてきました、ハイビーム(上向き)を「走行用前照灯」、ロービーム(下向き)を「すれ

違い用前照灯」と呼び、通常走行時は走行用前照灯を使用することとされています。

道路交通法第五十二条の2では、車両等が、夜間(前項後段の場合を含む。)、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない、と規定されています、…この条文を読むと、矢張りハイビーム走行が原則であることがわかります。

交通の方法に関する教則(平成29年3月12日現在)…免許更新時等で配布される。 第3節・夜間の2灯火で、(1) 夜間、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯などを つけなければなりません。昼間でも、トンネルの中や濃い霧の中などで50メートル(高速道 路では200メートル)先が見えないような場所を通行するときも同じです。

(2) 前照灯は、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、上向きにして、歩行者などを少しでも早く発見するようにしましよう。ただし、対向車と行き違うときや、ほかの車の直後を通行しているときは、前照灯を減光するか、下向きに切り替えなければなりません。(3) 交通量の多い市街地の道路などでは、前照灯を下向きに切り替えて運転しましよう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましよう。…となっています。

要は、通常走行時は、ハイビームで走行するのが原則だということで、必要に応じてロービームに切り替えて使用しなさいということです。

ハイビームが「走行用前照灯」でロービームが「すれ違い用前照灯」という正式名称は初めて知りましたし、ハイビームで走行するのが原則で、条件が揃った時だけロービームに切り替えて走行しなさいということで、何となく常識がゆらぎ、勉強になりました。